

## 報告頻度の見直しや報告の廃止を行った主な調査等について

項目	調査等	調査等の概要	見直し前	見直し後						
1	ファンドモニタリング調査	ファンド（投資信託、投資法人及び集団投資スキーム）に関する販売（新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。以下同じ）・運用の実態を把握するため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、ファンドの販売業者及び運用業者に対し実施している。	年次の報告を求めていた。	平成 30 年度より報告を廃止することとした。						
2	中小企業向け為替デリバティブ取引のフォローアップ状況	リーマンショック以降、中小企業等の事業主からデリバティブ取引に関するトラブルの苦情相談が当庁に殺到し、販売側の銀行の商品説明の不備や販売後のフォローアップの不足が原因であったため、銀行の説明態勢及び販売態勢について、平成 22 年 4 月に監督指針を改正。苦情相談は落ち着いたものの、大手行に対し、取引事業者のフォローアップ状況について、金融機関に報告を求めている。	年次の報告を求めていた。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>従来</td> <td>四半期報告</td> </tr> <tr> <td>28 年 4 月～</td> <td>半期報告</td> </tr> <tr> <td>29 年 4 月～</td> <td>年次報告</td> </tr> </table>	従来	四半期報告	28 年 4 月～	半期報告	29 年 4 月～	年次報告	平成 31 年度より報告を廃止する予定。
従来	四半期報告									
28 年 4 月～	半期報告									
29 年 4 月～	年次報告									
3	中小企業向け貸出残高調査	個別の信用金庫及び信用組合における 3 月末時点の中小企業向け貸出残高を調査していたものの。	年次の報告を求めていた。	平成 29 年度以降の状況より廃止することとした。						
4	決算関係資料 （円滑化法に基づく条件変更先の現状）	円滑化法期限到来後も、貸付条件の変更等を行った中小企業の現状及び金融機関によるそうした企業の経営実態把握や支援の状況を確認する	年次の報告を求めていた。	平成 30 年 3 月期より報告を廃止することとした。						

項目	調査等	調査等の概要	見直し前	見直し後
		ため当該資料を徴求しているもの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">           従来 半期報告            28年4月～ 年次報告         </div>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算関係資料 (不動産ファンド向け投資の状況)</li> <li>・ 決算関係資料 (不動産関連業種向け融資の状況)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-REIT 投資証券など不動産関連の金融商品について簿価及び評価損益の報告を求めるもの。</li> <li>・ 不動産関連業種向け融資額について報告を求めるもの。</li> </ul>	半期毎に報告を求めていた。	平成 30 年 3 月期より報告を廃止することとした。
6	決算関係資料 (金利減免等の申込みを受けた貸付債権の数)	住宅ローンに係る金利減免等の申込みを受けた貸付債権数や対応状況を調査。	年次の報告を求めていた。	平成 30 年 3 月期より報告を廃止することとした。
7	プロファイリング 関係資料 (金利更改ラダー)	貸出金、有価証券、預金など金利に感応する資産・負債について、残存期間ごとの残高及び平均レートの報告を求めるもの。	年次の報告を求めていた。	平成 30 年 3 月期より報告を廃止することとした。
8	プロファイリング 関係資料 (マネー・ロンダリング、コンプライアンス態勢)	マネロンに掛かる管理規程、会議体、疑わしい取引の届出件数、反社情報の取り扱い情報などの報告を受けるもの。	年次の報告を求めていた。	平成 30 年 3 月期より報告を廃止することとした。
9	インターネットバンキング犯罪に係る犯罪発生状況及び補償状況報告	約 10 年前、偽造キャッシュカード等を用いた犯罪が多発していたこと、また、平成 18 年 2 月に施行された預貯金者保護法を踏まえ、インターネットバンキング犯罪に係る犯罪発生状況及び補償状況について、金融機関に報告を求めてい	月次の報告を求めていた。	平成 30 年 7 月より四半期毎の報告を求めることを予定。

項目	調査等	調査等の概要	見直し前	見直し後
		る。		
10	平成28年熊本地震以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額に係る調査	平成28年熊本地震の被災地（熊本県、大分県）に本支店を有する金融機関より、①約定返済一時停止、②条件変更を行った債務者数・債権額について、報告を求めているもの。	四半期毎に報告を求めていた。	平成30年4月以降は、半期毎に報告を求めることとした。
11	決算関係資料 (条件変更先の現状)	貸出条件の変更等を行った中小企業の現状及び、金融機関によるそうした企業の経営実態把握や支援の状況を確認するため当該資料を徴求しているもの。	各金融機関の「全取引先」及び「メイン先のみ」両方の状況（件数）について、報告を求めていた。	平成30年3月期より、各金融機関の「メイン先のみ」の状況（件数）について、報告を求めることとした。

(参考) 従来、調査頻度の見直しや報告の廃止を行った主な調査等（平成28年12月13日及び平成29年7月7日に公表）のうち、今回、更なる見直しを行っていない調査等についても引き続き、報告内容の簡素化、報告頻度の引下げや報告の廃止に係る可否を検討していく（行政上の必要性の観点から、その見直しが明らかに困難と判断される調査等を除く）。

例えば、

- ・「個人情報等漏えい等報告」、「中小企業に対する事業再生支援の取組状況調査」については、今回の検討時点においては、報告頻度の引下げ後の最初の報告がなく、同引下げによる金融機関の負担軽減度合いに関する検証が困難である、
- ・「金融再生法開示債権の状況等」に係るアンケート調査については、債権開示の在り方についての議論の中で検討を進めていくのが適当である、

といった理由から、更なる見直しを行っていないが、今後とも、その見直しの可否を検討していく予定。